

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二二〇
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二二〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二二二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二二三
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二二三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二二三
- 計量器の定期検査を実施する件 二二三
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件二件 二二三
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 二二三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二三四
- 道路の区域を変更する件 二三四
- 道路の供用を開始する件 二三四

公 告

- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二三四

告 示

福島県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しおかわ調剤薬局	喜多方市塩川町字東栄町五丁目五一二	令和六年三月一日
歯科医院もとみや	本宮市本宮字戸崎一四一一	同日
カワチ薬局 本宮店	本宮市本宮館町一九八一	同年四月一日
長谷川歯科医院駅前分院	耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウフケ四七	同年二月一七日
コスモ調剤薬局塙厚生病院前店	東白川郡塙町大字塙字大町二丁目七番地一	同年四月一日
あおぞら訪問看護ステーション	東白川郡塙町大字塙字大町四丁目一八一七	同年一月四日

（社会福祉課）

福島県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
なるせとみこレディースクリニック	会津若松市白虎町六六一	会津若松市白虎一丁目一四
宝山堂薬局 おうぎ町店	会津若松市一箕町大字亀	会津若松市扇町三丁目一

クスリのアオキ白虎町薬局	賀字村前三六一	七七七
会津若松市会津都市計画 事業局土地区画整理事 業五一九街区六画地	会津若松市白虎町三三五 番地	

(社会福祉課)

福島県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人クリニック高谷	会津若松市宮町六一四一	令和六年三月三十一日
医療法人山田整形外科医院	会津若松市表町五十六	同年四月一日
白河旭町薬局	白河市旭町二丁目六四	同年三月一日
医療法人昨雲会飯塚病院附 属有隣病院	喜多方市松山町村松字北原三六四 三一	同年一月一日
伊南小野木クリニック	南会津郡南会津町古町字新坂口一番 地一	同年三月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

を休止した旨届出があった。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	休止年月日
夜の森中央医院	双葉郡富岡町夜の森北二一九	平成二十三年三月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和六年四月二十三日救急病院として認定した。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名称 済生会福島総合病院

所在地 福島市大森字下原田二五番地

認定有効期限 令和九年四月二二日

(地域医療課)

福島県告示第三百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月二十六日から同年五月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランドNew会津若松店 福島県会津若松市神指町大字四合字幕内南六百三十二番一

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

1 騒音に係る事項

- (一) 騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設及び指定施設を設置する場合は遅滞なく法令等で定める届出をすること。
 - (二) 騒音及び振動に十分に注意して営業にあたり、騒音及び振動に係る苦情が発生した場合は真摯に対応すること。
- 2 交通誘導方法・経路に係る事項

- (一) 関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等への解消に積極的に努めること。
 - (二) 宅地内通路と神三二一七号線の通行規制について、北側敷地内通路は神三二一七号線へ交通動線が向かないよう対策を施すことまた出入口②から東側へ誘導するよう表示すること。
 - (三) 入口①については、国道百十八号からの入口専用として利用していることから、出口として利用しないように道路側と敷地側に入口専用等の表示をするよう工夫すること。
- 3 その他

- (一) 当該地は、住宅地、農地、工業地の土地利用が広がっている地域の中にあり、本市の貴重な水辺空間である阿賀川に隣接している。また、東側に隣接する若松西バイパスは、本市の重要な外環状線に位置付けられている。このような地域の特徴があることから、自然環境や田園風景、並びに良好な住環境などの周辺環境との調和を図りながら、幹線道路の特性に応じた適切な土地利用を行うこと。
 - (二) 景観法に基づく行為の届出内容を遵守すること。
 - (三) 会津若松市屋外広告物条例に基づく未許可広告物については、設置前に許可を得るとともに、のぼり旗等の過大な設置を避け、周辺景観へ配慮した広告物の提出に努めること。
 - (四) 周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望等の問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
(商業まちづくり課)
意見書の提出なし

福島県告示第三百四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年四月二十六日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
耶麻郡猪苗代町	非自動車ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおも	六月四日 午後二時三〇分から 午後三時三〇分まで 六月五日 午前九時三〇分から	中ノ沢体育館 猪苗代町役場

同郡北塩原村	喜多方市	喜多方市	喜多方市	耶麻郡磐梯町	喜多方市
--------	------	------	------	--------	------

り

午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	北塩原村役場コミュニティセンターホール	六月六日 午前九時三〇分から 午前一〇時一五分まで	北塩原村自然環境活用センター	同 午前一一時一五分から 午前一二時まで	喜多方市高郷総合支所	六月一日 午前一一時から 午前一二時まで	喜多方市山都体育館	同 午後二時から 午後三時三〇分まで	湯川村役場	六月一二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	喜多方市塩川体育館	同 午後一時三〇分から 午後四時三〇分まで	喜多方市塩川体育館	六月一三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	磐梯町民体育館	六月一八日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで	喜多方市厚生会館
-----------------------------	---------------------	---------------------------------	----------------	----------------------------	------------	----------------------------	-----------	--------------------------	-------	----------------------------------	-----------	-----------------------------	-----------	-------------------------------	---------	--------------------------------	----------

喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村	検査区域	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 一〇月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後一時から午後四時まで	同
					六月二二日から七月二三日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	六月二〇日 午後一時三〇分から午後四時まで	喜多方市熱塩加納体育館	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

（計量検定所）

福島県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、岩代町土地改良区が岩代町土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和六年四月三十日から
 同 年五月二十日まで（二十一日間）

縦覧の場所

二本松市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、東和町土地改良区が東和町土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和六年四月三十日から
 同 年五月二十日まで（二十一日間）

縦覧の場所

二本松市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、伊達西根堰土地改良区が伊達西根堰地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年四月五日認可した。

令和六年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

